

▲クリーン排水月間

県では、毎年10月を「クリーン排水月間」と定めています。川や海をきれいに保つため、生活排水対策にご協力ください。

○水に流す前に

料理は食べきれぬ量を作り、目の細かい水切りネットを使ってください。

○たくさん使っても洗浄力は同じ

洗剤は正しく計って使ってください。適量以上に使用しても、川や海をよごしてしまいます。

○流さない工夫

使用済みの油は、凝固剤で固めたり、古新聞などに吸わせたりした後には可燃ごみとして捨ててください。食器や鍋についた油などの汚れは、ゴムベラ、古新聞などでふき取ってください。

▼問合せ 住民課環境保全グループ
28・0916

▲行政相談のご案内

行政相談制度を皆さまに知っていただき、利用していただくため、9月1日（月）～10月31日（金）を「行政相談月間」として、「行政相談所」が開設されます。年金、保険、税金、登記、社会福祉、消費者保護、交通安全、道路、窓口サービス等について、苦情や要望等がありましたら、お気軽にご相談ください。



相談は、無料で秘密は守られます。

○一日合同行政・法律相談所の開設

国・県・市の行政機関、日本年金機構、法律の専門家がご相談に応じます。

▼とき 10月21日（火）13時～16時（受付 12時～15時30分）

▼ところ ナディアパーク3階
デザインホール

▼問合せ 総務省中部管区行政評価局
052・972・7415

※弁護士、司法書士、税理士、行政書士、社会保険労務士への相談は事前予約制（予約開始 10月14日（火）9時～）

○豊山町での行政相談

（よろず相談内）

▼とき 10月15日（水）13時～15時

▼ところ 役場3階会議室3

▼相談員 行政相談委員
人権擁護委員

▼問合せ 総務課総務・財政グループ
28・6003

福祉課福祉グループ
28・0912

▲新入学児童生徒の学用品費援助受付開始

令和8年4月に、小中学校の新1年生となるお子さんがいるご家庭で、経済的に困りの保護者を対象に、入学に必要な学用品費の一部を入学前に支給します。

▼対象者 町に住民登録があり、世帯

全員が次の要件のいずれかに該当する方。町立小中学校に入学しない場合は、認定は取り消しとなります。

○生活保護法に定める教育扶助の廃止又は停止をされた方

○町民税を非課税・減免された方

○個人の事業税を減免された方

○固定資産税を減免された方

○国民年金の保険料を減免された方

○国民健康保険税を減免・徴収猶予された方

○児童扶養手当の支給を受けた方

○生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けた方

○その他経済的理由により就学が困難な方

▼援助内容 新入学児童生徒学用品費の一部
・小学生57,060円
・中学生63,000円

▼申請手続 10月1日（水）から役場3階9番窓口学校教育課で申請書を配布します。申請書は、町ホームページからもダウンロードできます。必要事項を記入し、証明書類を添えて提出してください。

▼受付期間 10月1日（水）～11月7日（金）
受付期間以降も令和8年3月31日（火）まで申請可能です。支給は申請日の翌月以降となります。

▼問合せ 学校教育課学校教育グループ
28・2211

▲献血・骨髄バンクドナー登録にご協力を

必要な血液を確保するには、時期に偏りなく1日あたり全国で約1・4万人の献血者の協力が必要です。献血にご協力ください。

また、献血と同時に骨髄バンク登録も行います。骨髄バンクは、白血病などの血液疾患の治療のために「骨髄移植」や「末梢血幹細胞移植」が必要な患者と、それを提供するドナーをつなぐ公的事業です。

▼とき 10月1日（水）14時15分～16時

▼ところ 役場1階ロビー

▼対象 左表のとおり

400ml 献血		骨髄バンクドナー登録
年齢	男性：17～69歳※1 女性：18～69歳※1	18～54歳で健康状態が良好な方
体重	男女とも50kg以上	男性 45kg以上 女性 40kg以上
1年に献血できる回数	男性：3回以内 女性：2回以内	
献血の間隔	男性：12週間後 女性：16週間後 同じ曜日から献血できます	

※1 65歳から69歳までの方は、60歳から64歳までの間に献血の経験がある方に限られます。

▼問合せ 保健センター
28・3150